

議員提出第十一号議案

台湾のWHO年次総会へのオブザーバー参加に向けた取組を求める意見書

二〇一九年の日本から台湾への訪問者は二百十万人を超え、台湾からの訪日も四百八十万人以上に上るなど、日台相互間の人的往来は年々増加の傾向にある。交流の進展により相互理解が図られる一方、今般の新型コロナウイルス感染症の世界規模でのまん延のように、国境を越える課題に対しては、国際協力の枠組みの中で連携して対応に当たる必要がある。

台湾は、二〇〇九年以降、WHOの年次総会にオブザーバーとして参加をし、保健衛生分野における国際貢献をしてきたにもかかわらず、二〇一七年より参加ができていなかった。本年二月にジュネーブで行われた新型コロナウイルス感染症対策を協議する緊急会合においては、我が国や米国等国際的な働きかけにより専門家の参加が認められたものの、五月にオンライン形式で行われた年次総会においては、参加することが認められなかった。

WHO憲章は、「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一である。」と掲げており、我が国も国際的な感染対策などで地理的空白を生じさせざるべきでないとの姿勢である。

世界的な公衆衛生危機が発生する中であって、台湾は、保健衛生分野の豊富な知見・経験を持つとともに防疫の最前線に立ち、新型コロナウイルス感染症対策においても世界各国から高い評価を得ており、特定の地域を取り残すことなく結束して対応に当たることが重要となっている。

よって、国会及び政府におかれては米国・英国・仏国・独国・豪州・カナダ・EUはじめ台湾の参加を支持する関係各国・地域と連携し、WHO事務局への働きかけを強化するなど、台湾のWHO年次総会へのオブザーバー参加実現に向けて実効性のある取組を行うよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年七月一日

大分県議会議長 麻 生 栄 作

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
外務大臣	茂木敏充殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
内閣官房長官	菅義偉殿